

介護老人保健施設（介護予防）通所リハビリテーション 利用約款

説明者

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設センチュリー21（以下「当施設」という）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し介護保険法令の趣旨に沿って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、通所リハビリテーション又は介護予防リハビリテーション（以下「通所等リハビリテーション」という）を提供し、一方、利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設「通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書」を当施設に提出したのちは、令和6年6月1日以降から効力を有します。
但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。
2 利用者は、前項に定める事項の他 本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し通所等リハビリテーションを利用することができるものとします。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
①行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
②弁済をする資力を有すること。
2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう協力すること。
②通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（ご利用者からの解除）

第4条 利用者は、当施設に対し利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所等リハビリテーション利用を解除・終了することができます。

なお、この場合利用者及び身元引受人は速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所等リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第5条 当施設は利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づき通所等リハビリテーションサービスの利用を解除することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ②利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合。なお、③にて支払われない場合、連帯保証人方へご請求させていただきます。
- ④利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所等リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤利用者又扶養者が、当施設・当施設職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦天災、災害、施設設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

（利用料金）

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所等リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求及び明細書を、毎月10日（但し、10日が土日となる場合は週明け月曜）に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料の支払いを受けたときは、利用者身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を指定の方法により交付します。

（記録）

第7条 当施設は、利用者の通所等リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録及び診療録等を作成した日より5年間保存します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収したうえ、これに応じます。

- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえこれに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその容態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業所等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医師への連絡等
- ⑤生命・身体の保護のための必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力病院関係又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供により通所等リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は備付けの用紙、管理者宛ての文章で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 通所等リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとする。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

〈別紙1〉

介護老人保健施設センチュリー21のご案内
(令和6年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団明星会 介護老人保健施設センチュリー21
- ・開設年月日 平成8年 6月20日
- ・所在地 岐阜県加茂郡富加町夕田380番地
- ・電話番号 (0574) 54-3321 FAX番号 (0574) 54-1528
- ・管理者名 深見光樹
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(2151380017号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護および医学的管理の下で、介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、一日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を一日でも早く継続できるように、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（以下「短期等入所療養介護」という）や通所等リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的としています。

(3) 施設の職員体制（通所関係分）

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	(兼)1	—	—	疾病の診断と治療
・看護職員	0	1	—	医師の指示による看護業務
・薬剤師	—	—	—	・・・
・介護職員	5	2	—	自立の支援、日常生活の充実の為に適切な介護
・介護支援専門員	—	—	—	施設サービス計画の作成
・支援相談員	1	—	—	施設利用相談・家庭復帰指導・生活指導相談等
・理学療法士	(兼)2	(兼)1	—	諸機能の維持回復・生活自立に必要なリハビリ
・作業療法士	(兼)3	—	—	同上
・言語聴覚士	—	—	—	・・・
・管理栄養士	—	—	—	利用者の献立と栄養指導
・事務職員	(兼)2	—	—	施設財務管理その他の事務
・その他	(兼)3	—	—	送迎者の運転、施設管理等

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には「同意書」に記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会・・・・・・・・・・できるだけ頻繁に面会に励行してください。
- ・飲酒・喫煙・・飲酒及び喫煙は施設内・施設敷地内はできません。
- ・火気の取扱い・・火気の取扱いはできません。
- ・整備・備品の利用・・貸与備品や整備の取扱いは丁寧に取扱ってください。
- ・所持品・備品等の持ち込み・・必要最小限にとどめて下さい。
- ・金銭・貴重品の管理・・多額の金銭や貴重品等は所持ないようにして下さい。当面不要な金銭は事務所にて「預かり金管理」を行いますので申し出て下さい。
- ・外泊時等の施設外での受診・・入所中の医療保険が使用できませんので注意して下さい。協力病院で診察される場合は、支払いは施設から行います。この場合「センチリー21に入所中、外泊(出)中」と申し出て下さい。
- ・ペットの持ち込み・・持ち込みはできません。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等を設置して万全に期しております。
- ・防火訓練 年2回以上行いますのでご協力いただきます。

6. 禁止項目

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談員の専門として支援専門員が在籍しておりますので、お気軽にご相談ください。
(0574-54-3321)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付窓口へ備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙2>

通所リハビリテーションについて

(令和7年4月1日現在)

1. 介護保険証等の確認

ご利用者のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 通所等リハビリテーションについての概要

通所等リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者をご自宅で生活していただけるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されています。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

通所リハビリテーション費

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護度の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は、1日当たりの自己負担分です）

[例：6時間以上7時間未満（9時30分～15時30分の場合）]

・要介護1	715円
・要介護2	850円
・要介護3	981円
・要介護4	1,137円
・要介護5	1,290円

その他の加算については、以下のとおりです。

*入浴介助加算(I) 40円/日

・通所等リハビリ利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できない場合があります。

*短期集中個別リハビリテーション加算

退院（所）日又は認定日から起算して3ヶ月以内：110円/日

*認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)

退所・退院日又は、要介護認定日から3ヶ月以内（週2日を限度）240円/日

*リハビリテーションマネジメント加算

・リハビリテーション計画の定期的な評価・見直し等を行い、定期的に家族等を交えたリハビリテーション会議を開催し、計画等について医師の指示を受けた理学療法士等が説明した場合

…加算(ロ) 593円/月(6月以内) 273円/(6月超)

・上記において計画等について医師が説明を行った場合

…270円/月を加算

*リハビリテーション提供体制加算

リハビリ専門職の配置が、常時利用者数が25人につき1名以上の配置をしている場合

(例) 6時間以上7時間未満の場合 24円/回

- *科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出を行った場合）
40円/月加算されます。
- 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）（（Ⅰ）に加えて、入所者ごとの疾病、服薬の状況等の情報を厚生労働省に提出を行った場合）60円/月加算されます。
- *若年性認知症利用者受入加算：60円
- *栄養アセスメント加算：50円/月 栄養改善加算：200円/原則3月以内・月2回を限度
- *口腔・栄養スクリーニング加算：（Ⅰ）20円（Ⅱ）5円/6ヶ月に1回
- *口腔機能向上加算：（Ⅰ）150円（Ⅱ）160円（原則3月以内・月2回を限度）
- *中重度者ケア体制加算（前年度の通所リハ利用者総数のうち要介護3～5が30%以上）20円/日
- *重度療養管理加算（要介護4又は5で経管栄養やストーマ処置等を行っている場合）：100円
- *サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
介護職員のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上の場合）22円/日
- *介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：利用総保険内点数の8.6%
- *利用者に対し施設にて送迎を行わない場合は、片道につき47円減算。
- *当施設が提供する介護サービスの利用料は、厚生労働省が定める法定代理受領サービスについて、介護保険負担割合証に基づきその割合に応じた支払いを受けるものとする。

介護予防通所リハビリテーション費

要支援1	2,268円/月	要支援2	4,228円/月
栄養改善加算	150円/月		
口腔機能向上加算	150円/月		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1 88円/月	要支援2	176円/月

(2) その他の料金

- ①食事 昼食 660円（税込・おやつ代含む）
- 夕食 610円（税込・利用延長の場合）

なお通所等リハビリテーション利用時間帯によっては食事の提供ができないことがあります。当日ご利用キャンセルの場合は、給食費の半額（昼食330円・夕食305円）をご負担いただき、体調不良等で昼食前に退所の場合は、全額（昼食660円・夕食610円）をご負担願います。

- ②日用品費 特に希望される品がある場合は実費相当額を別途負担
- ③教養娯楽費 165円/日（税込）

（レクリエーションの参加に応じて材料費相当額を負担）

(3) 支払方法

- ・毎月10日（但し、10日が土日となる場合は週明け月曜）に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日迄にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行します。
- ・お支払方法は、現金・銀行振込・金融機関口座自動引き落としの3方法があります。ご利用申込み時にお選び下さい。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和4年11月1日現在)

介護老人保健施設センチュリー21では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究
 - －月1回発行される当施設の広報誌(明星会新聞)への写真等の掲載

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供